

**農地の転用・売買・貸借には、「農地法」の許可が必要**

**農地転用とは？**

農地を農地以外にすることです。すなわち住宅用地や店舗用地、資材置き場、駐車場、山林などの用地に転換する場合には、農地法第4条または第5条の申請による許可を受ける必要があります（農業振興地域内農用地区域内農地、いわゆる「青地」のままでは原則として転用することができません）。

**農地を一時的に利用する場合は？**

一時的に資材置き場、土採取場などとして利用する場合や、建設残土などにより田・畑を埋め立てて農地造成をする場合も転用になり、許可が必要です。また、事業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。

**許可を受けないで無断転用したら？**

農地法に違反することになり、工事の中止や、原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や3百万円（法人1億円）以下の罰金が適用されることがあります。

**農地を売買・貸借する場合は？**

耕作を目的とした農地の売買、貸借をする場合には、農地法第3条等の申請による許可が必要です。

**申請窓口：困農業委員会事務局**

**申請期間**：毎月10日締め（休日の場合は翌開庁日）

※申請書様式は困農業委員会窓口または

は市ホームページからダウンロードできます。

**問合せ▼**

困農業委員会事務局農地係

（☎内線1453）

**新院長就任および**

**医師着任のお知らせ**

公立碓氷病院では、新年度から新たな院長と医師を迎えましたので、お知らせします。

**新院長▼**



三井 健揮  
診療科 内科  
(専門 血液内科)

**医師▼**



須田 考一  
診療科 眼科

※眼科は今年度より月曜日から金曜日

**本市民課 休日窓口開設日**

6月7日・21日 7月5日  
午前8時30分～正午

**業務内容**

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

まで毎日診察を実施しています（火曜日午後は休診）。

新体制の下、地域医療の発展のため力を尽くします。

よろしくお祈りしま



(公立碓氷病院ホームページ)

**広報誌「うすい」17号**

**発行のお知らせ**

公立碓氷病院では、5月下旬頃に広報誌「うすい」17号を発行しました。

新院長のあいさつや当院からのお知らせなどを掲載しています。

院内や市内施設で配布しているほか、当院のホームページでもご覧になることができます。

**問合せ▼**

公立碓氷病院

（☎3851-8221）

**子どもの里親に**

**なりませんか**

県では、さまざまな事情から家庭で生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。

西部児童相談所（高崎市高松町6）は、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。ご希望により、里親制度の説明も行います。

**日時▼**

6月11日（木）午前10時～正午

**会場▼**高崎市役所 中2階ロビー

**対象▼**里親に関心のある人や養子縁組を検討している人（高崎市以外にお住まいの人も含みます）

**費用▼**無料

**申込み▼**直接会場へ

**問合せ▼**

群馬県西部児童相談所

（☎0271-32212498）



**健康**

**日本脳炎**

**定期予防接種のお知らせ**

日本脳炎ワクチンの受け忘れはありませんか。特に、特例措置に該当する年齢の人は、母子手帳をもう一度ご確認ください。

※次の対象期間内であれば無料（公費負担）で接種できます。

日本脳炎予防接種については、接種後の副反応の事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨の差し控えがありました。その後、新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が導入され、積極的な接種勧奨を再開しています。

このため、次の特例措置に該当する年齢の人は、日本脳炎の予防接種（第1期・第2期合わせて計4回）を受ける機会を逃していることがありますので、母子手帳などを確認し、不足があれば早めに接種を受けましょう。

**第1期**

**対象者▼**生後6ヶ月～7歳6ヶ月に至